

【資料】

公務員獣医師の不足を踏まえた業務等の紹介について

～道職員獣医師の業務や採用等について～

北海道獣医師会行政部会

菅野委員 今野委員 田邊委員 城崎委員 小中委員

はじめに

獣医師が就業する職域は、小動物診療を主体に、産業動物診療並びに家畜衛生、公衆衛生および動物愛護の分野、大学や試験研究機関での勤務など多岐にわたります。近年、獣医師が就業する職域や地域の偏在などにより、特に産業動物診療や公務員における獣医師不足が課題となっています。

また、「獣医事をめぐる情勢」（令和6年8月農林水産省まとめ）によりますと、近年は、獣医事に従事しない者や女性獣医師が増加する傾向が認められますので、こうした課題や傾向を踏まえた採用の取組や人材育成の充実が必要となります。

そのため、公務員獣医師について、学生に限らず、既卒者への啓発を更に充実させる必要があります。今回、貴重な紙面をお借りできましたことを機会に、公務員獣医師のうち、道職員獣医師の業務や採用等についてご紹介したいと思います。

1. 道職員獣医師が担う社会的意義について

(1) 家畜衛生・公衆衛生業務の意義について

獣医師法において「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。」とされています。国や地方自治体は、家畜衛生や公衆衛生の向上に向け、様々な法律や条例等を制定し、施策を推進しており、動物の生理や病態、感染症予防、食品の安全、人と動物、環境との関連性など専門的な知識を有する獣医師が、家畜防疫員や食品衛生監視員、と畜検査員などとして重要な役割を果たしております。

(2) 動物の愛護や管理業務の意義について

動物の愛護及び管理に関する法律において「動物愛護管理担当職員は獣医師等専門的知識を有する者を充て

る。」とされております。約3割の国民がペットを飼育し伴侶動物として生活に欠かせない存在となる一方、多頭飼育や虐待・遺棄などが依然発生する中で、動物の生息・疾病など専門的な知識を有する獣医師による対応が益々重要となっており、令和6年4月、道立の動物愛護センターが本格運用を開始しました。

2. 道に就業する獣医師の規模や連携について

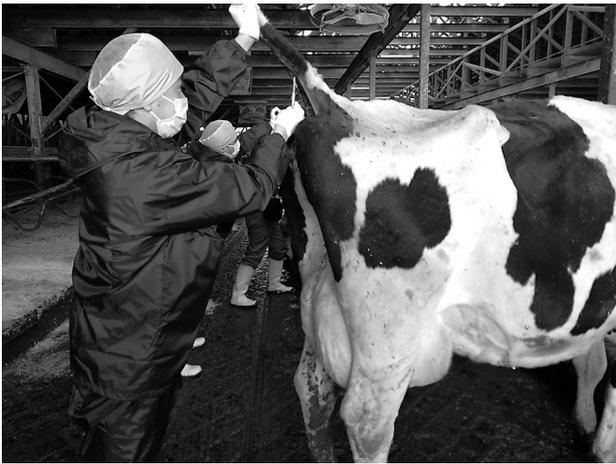
道職員獣医師の総数は、獣医師法第22条に基づく届出概況表（令和4年12月31日現在、農林水産省まとめ）によると525名（内訳は、農林畜産関係が183名、公衆衛生関係が329名、環境関係を含めたその他が13名）であり、都道府県の中で最多となっています。

また、道内には、政令指定都市や中核市等が4市あり、各々にも獣医師の採用があること、北海道獣医師会の会員数は地方獣医師会で最大（2,700名余り）であること、国内17の獣医系大学のうち3つの大学が道内に所在し、多数の獣医師の教員や学生が所属すること、関係する民間企業や団体にも多くの獣医師を擁することから、業務や調査研究等において、連携がとり易い環境にあります。

3. 道職員獣医師が担う業務の概要について

(1) 家畜衛生獣医師の業務について

本庁（農政部畜産振興課）および道内14カ所の家畜保健衛生所で業務を行っています。家畜保健衛生所の獣医師は、所内で事務や家畜伝染病の診断や疾病の原因究明のための各種検査を行うとともに、畜産現場において、ヨーネ病やサルモネラ症等の発生予防・まん延防止対策、農場内に病原体を持ち込まないための飼養衛生管理や慢性疾病対策による生産性向上の指導等も行っています。また、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病発生時には、まん延防止のための防疫対策を関係者と連携して行っています。その他、動物用医薬品の適正使用や畜産物への残留防止のための指導、家畜衛生に関する知識の



農場における採材状況



食肉検査の状況



生産性向上対策の指導状況

普及等も行っていきます。

(2) 公衆衛生獣医師の業務について

本庁(保健福祉部食品衛生課)、道内40カ所の保健所・支所および7カ所の食肉衛生検査所で業務を行っています。保健所では環境衛生および食品衛生に関する業務を行っており、環境衛生業務は、住民生活に密接な内容、

美容、クリーニング、公衆浴場、旅館などの許可や監視を行う他、狂犬病予防対策で市町村、獣医師会および小動物診療の職域と連携するなど多岐にわたります。食品衛生業務は、食中毒の予防や発生時対応の他、飲食店など営業施設の許可や食品取扱施設への監視指導、流通食品の検査や違反時の対応などを行っています。また、食肉衛生検査所の獣医師は、と畜場や食鳥処理場において、食肉・食鳥肉の検査や施設の監視等の他、輸出に係る衛生証明書の発行などを行っています。

(3) 動物愛護監視員の業務について

本庁(環境生活部自然環境課)、動物愛護センターおよび振興局環境生活課で業務を行っています。一般の飼い主に加え、ペットショップ・ブリーダー等の動物取扱業者、特定動物(トラやニホンザル、ニシキヘビ等)の飼養者への指導や、保健所で収容した犬猫の新しい飼い主さがし、負傷動物の保護などを行っています。振興局自然環境係の獣医師は、加えてヒグマやエゾシカをはじめとする野生鳥獣対策など、幅広い業務に従事しています。



保健所による監視



道立動物愛護センター



ケージ慣れ訓練中の猫

4. 道職員獣医師の採用及び異動や研修等について

(1) 採用について

道職員獣医師の採用試験は、例年、獣医師資格を取得見込み又は既に資格取得済みの61歳未満の方を対象に5月から翌年1月までの間、札幌会場のほか、帯広や全国複数の会場で実施（作文・面接）しています。

なお、試験の詳細は、道庁農政部農政課又は保健福祉部総務課のホームページに掲載しております（例年4月頃に募集要項を更新）ので、ご確認ください。

(2) 異動等について

道では、農政部希望者は、各地の家畜保健衛生所や本庁農政部などを異動しながら勤務し、保健福祉部希望者は、各地の保健所や食肉衛生検査所並びに動物愛護センター（基幹センター）や振興局環境生活課および本庁保健福祉部又は環境生活部などを異動しながら勤務することとなります。

道における人事異動は、広い視野の形成や実務能力の向上を図ることなどを目的として、本人の希望や適性などを考慮しながら、およそ5年のサイクルで行われています。昇任の例は、一般職（獣医師）→主任級（専門員）→係長級（係長・主査）→課長補佐級→課長級という流れになります。

北海道は、他の自治体に比して非常に大きく、本庁や出先機関等の組織が大きく、地域毎の特徴も様々であることから、こうした異動や昇任を経ることは、自身の経験やスキルの向上に繋がります。

(3) 研修等について

公務員としての共通知識や獣医師としての専門性を高めて行くため、自己の研鑽以外に、道においては、職場内研修としての計画的研修や日常の指導助言の他、専門

知識・技術を習得する研修や講習会、組織的な研修としての職場外研修（公務員としての新規採用職員研修、階層別研修、能力開発研修や獣医師としての専門性を高めるための各部研修及び外部機関の研修など）に加え、自主的に学習する自己啓発研修などの制度があります。これらは、既卒者においても同様で、必要な研修を受講することができます。また、業務上の成果を調査研究として学会等で発表できる機会も豊富です。

5. 道職員獣医師の給与、勤務条件、厚生制度等について

(1) 給与や手当について

道職員獣医師の給与は、「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。新卒者の場合の給料月額を例示すると、月額で278,200円～302,200円となりますが、これには道職員獣医師の初任給調整手当と調整額を含んでいます。新卒者の場合、初任給調整手当は、毎月55,500円が初年度から7年目まで支給され、その後通減はしますが、20年目まで支給されます。また、調整額は、家畜保健衛生所、又は、食肉衛生検査所に勤務（主に病理細菌検査・と畜検査・食鳥検査に従事）の場合、月16,000円～月24,000円の範囲で支給されます（支給額は職務の級及び業務内容により算定されます。）。（給与や手当の額は令和6年12月1日時点です。）

なお、新卒ではなく、他の職域から道職員獣医師に転職する場合などは、採用前の学歴や資格取得後の職歴（免許取得前に職務に従事した経歴を含む）を考慮のうえ決定されることから、実際の給与額は、個人ごとに算定されます。この他、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、寒冷地手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務条件や主な休暇制度等について

道では、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の確立を目的とする指針を定め、職員の意識改革に向けた強化期間の設定、会議や業務の効率化、時間外勤務や退庁等の適正管理、年休取得等の推進、子育て・介護等の両立支援など、全庁的に取り組みを進めています。

一般職員の場合、原則月曜日から金曜日までの週休2日制となっています。土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休日です。年次有給休暇が年20日、夏季休暇が5日以内（6～10月の期間）、その他、病気休暇等の制度があります。

(3) 仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員、育児や介護を行う職員が安心して

働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。主なものとして、産前・産後休暇、育児休業、育児休暇、育児短時間勤務、子の看護休暇、育児のための部分休業、子育て部分休業や早出遅出勤務の他、介護休暇、短期の介護休暇、介護時間などの制度があります。

(4) 福利厚生等について

職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年1回定期健康診断を行う他、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。

共済組合では、職員とその家族の病気、負傷、出産、休業等に対して必要な給付を行う健康保険事業や健康増進事業、また、将来受給することとなる年金の業務などを行っており、職員互助会では、会員とその家族に対する医療見舞金、結婚祝金などの給付、貸付事業及び保険事業などを行っています。

北海道は他の自治体に比して非常に広域ですが、14振興局の所在地全てに職員用の住宅が整備されており、希望に応じて入居することができます。職員公宅には、家族等と一緒に入居可能な世帯用公宅や单身者や単身赴任者向けの単身用公宅もあります。

6. 正職員以外での採用について

(1) 北海道任期付職員（育児休業職員の代替職員）（獣医師）の募集について

道では、任期付職員（育休任期付職員）を募集しています。申込者は、「育休任期付職員候補者登録簿」に登録され、育児休業を取得する職員があった場合、登録者の中から希望勤務地等を考慮した上で選考します。登録期間は登録日から3年間です。任期は3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定します。

(2) 臨時的任用職員（獣医師）の募集について

道では、臨時的任用職員を募集しています。申込者は、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録され、欠員が生じた場合、登録者の中から希望勤務地等を考慮した上で選考します。登録期間は登録日から3年間です。任期は6月以内で欠員状況に応じて決定します。

(1)および(2)の申込みに年齢制限はなく、随時受付（通年募集）されています。詳細は、総務部人事課のホームページに募集案内が公開されています。

(3) 特別職非常勤職員について

家畜保健衛生所や食肉衛生検査所では、定年等で退職した道職員獣医師や道職員以外の職域で退職した獣医師が、これまでの経験を更に活かしていくため、又は、新

たに農場での検査や食肉・食鳥検査の業務に携わるため、非常勤職員として従事しています。

採用について興味がある場合は、募集を行っている所属に直接お問い合わせ願います。

7. ジョブ・リターン制度（獣医師）について

道では、過去に道職員として勤務し、結婚や子育て、介護等のやむを得ない事情により退職した方について、退職事由が解消され、再び正職員として勤務を希望する場合に道へ復職できる、退職者復職（ジョブ・リターン）制度を創設し、即戦力の確保に努めています。試験は、面接試験のみであり、年齢制限は、採用予定日現在で60歳未満の方となります。

8. 退職やその後の制度等について

平均寿命の伸長や少子高齢化の進行を踏まえ、道においては、令和5年度から職員の定年を段階的に65歳へと引き上げています。満60歳を過ぎた以降も、その時点の定年年齢に合わせ、それまで積み重ねた経験やスキルを、再任用職員として後進の指導等に活かすことが可能となっています。

ま と め

昨今は、獣医師の業界に限らず、離職や転職をする機会が増しており、ワークライフバランスや職場環境への関心も高まっていると考えます。こうした中、特に産業動物診療や公務員においては、獣医師の職域や地域の偏在などによる獣医師不足の課題があり、また、北海道獣医師会においても、近年、その組織率について強化が必要な状況となっています。そこで、各職域において、また、北海道獣医師会として、その社会的意義や業務等を多くの学生や既卒者に発信し、魅力ある組織作りを進めることが第一ですが、合わせて、獣医師に従事しない者の復帰を図ることや、女性をはじめ全ての獣医師が継続して働きやすい職場環境作りを支援することなどにより、獣医師が現役で社会貢献を果たすことを促し、引いては、その職域や会の組織基盤の維持につなげていくことが重要と考えます。

今後、行政部会としても様々な機会を通じ情報発信等を行っていく予定ですので、会員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本稿が、少しでも職域偏在の緩和や改善につながり、獣医師が現役で長く活躍できる一助となれば幸いです。